

賃金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんばわめんと堺の職員の賃金に関する事項を定めたものである。

2 本規程の定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 本規程は、この法人の職員に適用する。

(原則)

第3条 賃金は、社会的水準と会社の負担能力の調和を図りながら、職員の勤続、職務遂行の姿勢及びその成果並びに会社の業績への貢献等を考慮して、各従業員別に決定する。

(賃金体系)

第4条 賃金体系は、次のとおりとする。

賃金等	基本給	固定給
		時間給
		業務手当（評価給）
	手当	通勤手当
		時間外手当
		休日労働手当
		深夜労働手当

2 退職金は支給しない。

(支払形態)

第5条 賃金の支払形態は、月給制、時給制とする。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる期間及び時間については、不就労部分を日割又は時間制で控除し計算する。

一 欠勤した期間

二 遅刻、早退及び私用外出した時間

三 出勤停止を受けた期間

3 第1項にかかわらず、賃金の計算期間の途中で入社又は退社した場合について、その期間の賃金は日額に出勤日数を乗じた額とする。

(計算期間及び支払日)

第6条 賃金の計算期間は、1日から当月末日までとし、賃金の支払い日は翌月の10日とする。ただし、支給日が会社又は金融機関の休業日に該当する場合は、その前営業日に支払う。

(支給方法)

第7条 賃金の支払いは、原則として、従業員の同意を得て、本人名義の預貯金口座へ振り込む方法による。

(休業及び退職時の賃金)

第8条 この法人の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業手当として休業1日に付き、労働基準法による平均賃金の7割を支給する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

賃金体系 別表

基本給の時間給は大阪府最低賃金に200円以内の加算とする。

附則

この規程は、2021年 3月15日から施行する。

この規程は、2023年 4月1日から施行する。(賃金体系 別表を追加)